

1 予算（中期計画の予算）

平成15年度～平成19年度予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	55,329
雑収入	186
施設整備費補助金	1,193
公演事業収入	12,741
公演受託事業収入	320
基金運用収入	7,287
寄附金収入	9
その他の収入	0
計	77,065
支 出	
一般管理費	6,181
うち人件費	3,134
うち物件費	3,047
事業費	49,334
うち人件費	10,147
うち国立劇場事業費	10,258
うち国立劇場おきなわ事業費	3,284
うち新国立劇場事業費	22,672
うち歌舞伎400年記念事業費	16
うち舞台芸術振興事業費	2,957
施設整備費	1,193
公演事業費	12,771
公演受託事業費	320
基金助成事業費	7,292
うち人件費	550
うち物件費	6742
計	77,091

〔脚注〕

・施設整備費補助金の金額は、中期目標期間中に予定される改修（更新）等についての試算である。

〔人件費の見積り〕

期間中総額 13,831 百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職手当及び社会保険料等に関わる事業主負担分等に相当する範囲の費用である。

基金助成事業費の人件費は、運営費交付金の対象外である。

〔運営費交付金の算定ルール〕

1. 事業部門人件費

毎事業年度の事業部門人件費 (P) については、以下の数式により決定する。

$$P(y) = P(y-1) \times \sigma$$

P(y) : 当該事業年度における事業部門人件費。P(y-1) は直前の事業年度における事業部門人件費。

σ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数を決定。

2. 事業費

毎事業年度の事業費 (R) については、以下の数式により決定する。

$$R(y) = R(y-1) \times \beta \times \gamma$$

R(y) : 当該事業年度における事業費。R(y-1) は直前の事業年度における事業費。

β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

γ : 業務政策係数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

3. 管理部門人件費

毎事業年度の管理部門人件費 (P_k) については、以下の数式により決定する。

$$P_k(y) = P_k(y-1) \times \sigma$$

$P_k(y)$: 一般管理部門人件費。 $P_k(y-1)$ は直前の事業年度における一般管理部門人件費。

4. 管理部門物件費

毎事業年度の管理部門物件費 (R_k) については、以下の数式により決定する。

$$R_k(y) = R_k(y-1) \times \beta$$

$R_k(y)$: 一般管理費。 $R_k(y-1)$ は直前の事業年度における一般管理費。

5. 自己収入

毎事業年度の自己収入 (B) の見積り額については、以下の数式により決定する。

$$B(y) = B(y-1) \times \delta$$

B(y) : 当該事業年度における自己収入の見積り。B(y-1) は直前の事業年度における自己収入。

δ : 収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該

事業年度における具体的な係数値を決定。

6. 運営費交付金

毎事業年度に交付される運営費交付金については、以下の数式により決定する。

$$A(y) = \{P(y) + R(y)\} \times \alpha + \{P_k(y) + R_k(y)\} \times (1 - M) - B(y) + \varepsilon(y)$$

$A(y)$: 当該事業年度における運営費交付金。

M : 一般管理費削減率。各事業年度予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

α : 効率化係数。業務の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\varepsilon(y)$: 当該事業年度における特殊経費。重点施策の実施、事故の発生、退職者の人数の増減等の事由により当該年度に限り時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与える規模の経費。これらについては、各事業年度の予算編成過程において、人件費の効率化等一般管理費の削減方策も反映し具体的に決定。

【中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠】

上記算定ルール等に基づき、以下の過程の下に試算している。

- ・運営費交付金の見積りについては、 ε (特殊経費) は勘案せず、 α (効率化係数) を各事業年度1.0%の縮減、 M (一般管理費削減率) を各事業年度3.16% (平成14年度を基準額として中期計画期間中に1.3%縮減) の縮減として試算。
- ・事業費中の物件費については、 β (消費者物価指数) は変動がないもの ($\pm 0\%$) とし、 γ (業務政策係数) は一律1として試算。
- ・人件費の見積りについては、 σ (人件費調整係数) は変動がないもの ($\pm 0\%$) とし、退職者の人数の増減等がないものとして試算。
- ・自己収入の見積りについては、 δ (自己収入政策係数) は1.0%として試算。
- ・施設整備費補助金については、平成18事業年度まで各年度一律3.0%の縮減として試算。

2 収支計画

平成 15 年度～平成 19 年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
一般管理費	5,681
うち人件費	3,134
うち物件費	2,547
事業費	43,392
うち人件費	10,147
うち国立劇場等関係経費	30,288
うち舞台芸術振興事業費	2,957
公演事業費	12,771
公演受託事業費	320
基金助成事業費	7,292
うち人件費	550
うち物件費	6,742
減価償却費	3,833
計	73,289
収益の部	
運営費交付金	48,887
雑収入	186
公演事業収入	12,741
公演受託事業収入	320
基金運用収入	7,287
寄附金収入	9
資産見返運営費交付金戻入	3,201
資産見返補助金戻入	632
その他の収入	0
計	73,263
純損失	26
積立金取崩額	26
総利益	0

(注) 積立金取崩額については独立行政法人日本芸術文化振興会法附則第二条第九項により、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金額に相当する金額である。

3 資金計画

平成 15 年度～平成 19 年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	101,018
業務活動による支出	69,456
投資活動による支出	31,562
資金収入	101,018
業務活動による収入	75,872
運営費交付金による収入	55,329
公演事業による収入	12,741
公演受託事業による収入	320
基金運用による収入	7,287
その他の収入	195
投資活動による収入	25,120
施設整備費補助金による収入	1,193
その他の収入	23,927
旧法人よりの繰越金	26

施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額（単位：百万円）	財 源
国立劇場等施設設備整備 （15年度～19年度）	1,193	施設整備費補助金

（脚注）

金額については見込みである。

なお、上記のほか、国立劇場おきなわの土地購入が追加される見込みである。

また、施設・設備の老朽度合等を勘案した改修（更新）等が追加されることがあり得る。

独立行政法人日本スポーツ振興センターの中期目標及び中期計画

中期目標	中期計画
＜序文＞ 独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第２９条の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を次のとおり定める。 ＜前文＞ スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものとするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つである。心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要不可欠なものであり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有している。 また、スポーツは、人間の可能性の極限を追求する営みという意義を有しており、競技スポーツに打ち込む競技者のひたむきな姿は、国民のスポーツへの関心を高め、国民に夢や感動を与えるなど、活力ある健全な社会の形成にも貢献するものである。 さらに、生涯を通じて心身ともに健康で安全な生活を送るためには、発育・発達の著しい児童生徒において、その基礎を培うことが大きな意義を有するものであり、児童生徒の健康の保持増進を図ることは、極めて重要である。 このため、センターは、次に掲げる業務を実施し、スポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図り、もって国民の心身の健全な発達に寄与していく必要がある。 （１）ナショナルスタジアムである国立競技場及び我が国の国際競技力向上のための研究・支援を行う国立スポーツ科学センター等を運営するとともに、スポーツ振興基金及びスポーツ振興投票制度の収益による助成等を行うことによって、我が国のスポーツの振興を図ること。	＜序文＞ 独立行政法人通則法（平成１１年法律第１０３号）第３０条の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下「センター」という。）の中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を次のとおり定める。 ＜基本方針＞ センターは、我が国におけるスポーツの振興及び児童生徒等の健康の保持増進を図るための中核的専門的機関として、その目的・役割を常に認識し、次の業務を実施していくこととする。 （１）ナショナルスタジアムである国立競技場及び我が国の国際競技力向上のための研究・支援を行う国立スポーツ科学センター等を適切かつ効率的に運営するとともに、スポーツ振興基金及びスポーツ振興投票制度（ｔｏｔｏ）の収益による助成等を行うことによって、我が国のスポーツの振興を図ること。 （２）学校の管理下における児童生徒等の災害につき、災害共済給付を公正かつ適切に行うとともに、児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行うことによって、児童生徒等の健康の保持増進を図ること。 なお、具体の業務の実施に当たっては、多様な業務の有機的な連携と調和に留意するとともに、各種関係団体との緊密な連携を図りながら、効率的かつ効果的な業務運営を目指すこととする。

(2) 学校の管理下における児童生徒等の災害につき、災害共済給付を行うとともに、児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等を行うことによって、児童生徒等の健康の保持増進を図ること。

以上のことを踏まえ、センターの中期目標を以下のとおりとする。

I 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成15年10月1日から平成20年3月31日までの4年6ヶ月間とする。

II 業務運営の効率化に関する事項

センターの業務運営に際しては、既存事業の徹底した見直し、効率化を進めることとし、次の措置を講ずること等により、効率化を図る。

1 経費の抑制

法人の行う業務について、次の具体的な措置を講ずることにより経費の抑制を図る。

(1) 一般管理費及び人件費については、中期目標期間の最後の事業年度において、平成14年度比で13%減以上の効率化を図る。

また、その他の事業費（災害共済給付勘定・免責特約勘定・投票勘定の事業を除く。）についても、中期目標期間を通じて効率化を進めることとし、毎年度において対前年度比2%以上の削減を図ることを目標とする。

I 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

センターの業務運営に際しては、既存事業の徹底した見直し、効率化を進めることとし、次の措置を講ずること等により、効率化を図る。

1 経費の抑制

法人の行う業務について、次の具体的な措置を講ずることにより経費の抑制を図る。

(1) 一般管理費等の節減

一般管理費及び人件費については、中期目標期間の最後の事業年度において、平成14年度に比較して、総額で13%以上削減する。

また、その他の事業費（災害共済給付勘定・免責特約勘定・投票勘定の事業を除く。）についても、中期目標期間を通じて効率化を進めることとし、毎年度において対前年度比2%以上の削減を図ることを目標とする。

例えば、次のような措置を講ずる。

① 本部事務所に係る光熱給水費については、省エネルギー対策を行い、平成14年度に比較して、中期目標の期間中、5%の節減を図る。

② 本部事務所に係る管理運営費のうち、消耗品等については、購入及び在庫管理を一元化することにより経費を

(2) 業務のうち、低コストかつ高品質のサービスの提供が可能な業務については、外部委託を図る。

特に国立競技場の管理運営については、全面的な民間委託の導入の推進などにより、一層の効率的運営を図る。

(3) 情報の収集・提供については、ホームページや電子メールを有効に活用するとともに、各種事務手続きについては、オンライン化を更に推進するなど、迅速化、簡素化を進め、事務の効率化を図る。

特に、助成金交付業務については、申請受付業務のオンライン化の更なる推進により、申請受付件数全体に占めるオンラインによる申請率が70%以上(平成14年度実績67%)となるよう、利用促進を図る。

節減するとともに、文書の電子化、ペーパーレス化を推進し、中期目標の期間中における各年度の用紙代を、平成14年度に比較して、10%程度削減する。

- ③ 印刷製本及び配布に係る経費については、内部広報誌等紙媒体での提供手段の見直しを行い、イントラネット等への情報掲載を推進し、経費の節減を図る。
- ④ 定期購読物等については、共同利用や必要性の見直しを行うとともに、購入経費の節減を図る。
- ⑤ 汎用品の活用や一般競争入札のより一層の積極的な導入により、調達価格の削減を図る。

(2) 外部委託の推進による業務運営の効率化

全ての業務について外部委託が可能かどうか検討し、外部委託を積極的に推進する。特に国立競技場の管理運営業務については、全面的な民間委託に向けて、施設の管理者としての業務や施設整備計画の策定等基幹的な業務を除き、施設の利用受付、電気・機械の保守業務などの民間委託を進める。なお、外部委託に当たっては、低コストかつ高品質のサービスの提供に留意する。

(3) オンライン化の推進による事務の効率化

各種事務手続きのオンライン化を更に推進するなど、手続きの迅速化、簡素化を進め、事務の効率化を図る。
具体的には、次の措置を講ずる。

- ① スポーツ振興に係る助成金交付申請受付事務のオンライン化を推進し、申請受付件数全体に占めるオンラインによる申請率が中期目標の期間終了時まで70%以上となるよう、利用促進を図る。
- ② 災害共済給付に係る請求事務の省力化及び給付事務処理の迅速化・効率化を図るため、オンライン請求システムを構築し導入する。
- ③ 各地に設置されている事務所全体で広域ネットワークを構築し、情報伝達の迅速化、情報の共有化、文書の電子化等を推進する。

2 組織及び定員配置の見直し

業務執行が最も効率的・効果的に行えるよう、柔軟な組織体制の構築及び定員配置を図る。

また、都道府県支部で実施している業務の執行体制についても必要に応じ見直しを図り、効率化・体系化を図る。

3 業務運営の点検・評価の実施

全業務運営について定期的な点検・評価を行い、その結果を業務の改善に反映させる。

- ④ 独立行政法人会計基準に対応した、予算、契約、支払、会計等一連の会計事務処理を一体的に行う会計システムを構築し、各地に設置されている事務所全体に導入する。

2 組織及び定員配置の見直し

社会的ニーズの変化に応じて、業務執行が効率的・効果的に行えるよう、責任と役割分担を明確化した機能的で柔軟な組織体制の整備及び業務内容・業務量に応じた定員配置を行うとともに、継続的に組織の在り方の見直しを進める。

(1) 国立競技場における管理運営業務の外部委託の推進及び学校給食用物資供給業務の廃止に合わせて、組織のスリム化を図る。

(2) 各都道府県に設置している支部組織を再編し、スケールメリットを活かした組織・業務運営体制の構築を行い、業務の効率化・体系化を図る。

3 業務運営の点検・評価の実施

全業務運営について定期的な点検・評価を行い、その結果を業務運営の改善に反映させる。

(1) 法人内部に評価委員会を設け、毎年度、全業務運営について自己評価を行うとともに、業務運営全般について法人の長による定期的なヒアリングを実施し、業務運営の改善を促進する。

(2) 国際競技力向上のための研究・支援業務の推進方策、計画、進捗状況及び成果については、法人内部に委員会を設け点検・評価を行うとともに、外部の有識者による評価を行い、それらの結果を研究・支援業務及び研究員の資質の向上に反映させる。

(3) 業務の効率化を推進するため、研修会の実施、各職場で

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 スポーツ施設の運営・提供

設置するスポーツ施設を、利用する競技者や観客等に快適かつ安全に提供することは、スポーツの振興を図っていくうえでセンターが担う重要な役割である。

スポーツ施設を高水準の施設として維持するため、センターが長年蓄積してきたスポーツターフ等の維持管理に関するノウハウを生かし、良好な状態での施設の運営に努める必要がある。

(1) 次の施設については、トップレベルの競技者等の活動の場及び広く国民の「みるスポーツの場」として、高水準な施設条件の維持に努め、中期目標期間の平均でそれぞれ次の施設稼働日数以上を確保する。

(国立霞ヶ丘競技場)

- ・陸上競技場 115日／年(115日／年)
- ・ラグビー場 75日／年(71日／年)

(国立代々木競技場)

- ・第一体育館 175日／年(170日／年)
- ・第二体育館 285日／年(280日／年)

() 書きは、平成14年度までの過去5年間の平均稼働実績

効率化目標の揭示を行うなど職員の意識向上を図るとともに、全職員からの業務の改善、経費の節約等に関する提案を募り、有効なものは直ちに実行に移す。

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 スポーツ施設の運営・提供に関する事項

(1) 大規模スポーツ施設における稼働日数の確保

センターの大規模スポーツ施設は、「トップレベルの競技者等の活動の場」であるとともに広く国民の「みるスポーツの場」として、スポーツの振興に寄与するものであることから、ナショナルスタジアムとしての高水準な施設条件を維持した上で、中期目標期間の平均で、それぞれ次の稼働日数を確保する。

① 国立霞ヶ丘競技場

ア 陸上競技場

良質なスポーツターフ等施設条件を維持するために必要な養生期間等を考慮しつつ、国際的・全国的なスポーツ大会等の開催やアマチュアスポーツ等の利用促進により、年間115日以上稼働日数を確保する。

イ ラグビー場

ラグビー専用競技場として良質なスポーツターフ等施設条件を維持するために必要な養生期間等を考慮しつつ、国際的・全国的なスポーツ大会等の開催により、年間75日以上稼働日数を確保する。

② 国立代々木競技場

ア 第一体育館

利用者にとって快適な施設条件を提供するための管理等の期間を考慮しつつ、国際的・全国的なスポーツ大会等の開催や文化的行事等の利用促進により、年間175日以上稼働日数を確保する。

イ 第二体育館

(2) センターの設置するスポーツ施設の有効かつ効率的な活用を図るため、センターの各施設のネットワーク化により各施設の利用状況等の総合案内情報等を提供し、スポーツ施設利用者の利便性の向上を図る。

(3) 国際競技力向上のための研究・支援事業を行う際の実験・実証の場としても活用する。

2 国際競技力向上のための研究・支援

国立スポーツ科学センターにおいては、スポーツ振興基本計画（平成12年9月13日文部省告示第151号）等に基づき、我が国の国際競技力向上のための研究・支援事業を実施する。実施に当たっては、次の措置を講じ、より効果的な事業の執行を図る。

(1) スポーツ科学研究部等4部門は、総合的な連携・協力のもと研究・支援事業を実施する。

(2) 財団法人日本オリンピック委員会及び各競技団体等と有

利用者にとって快適な施設条件を提供するための管理等の期間を考慮しつつ、バスケットボールやバドミントン等の国際的・全国的なスポーツ大会等の開催や文化的行事等の利用促進により、年間285日以上稼働日数を確保する。

(2) スポーツ施設利用者の利便性の向上

① センターの設置するスポーツ施設のネットワーク化を推進し、各施設の利用情報等を一元的に取扱う総合案内情報（利用申込、空き情報、利用調整基準、イベント情報等）を提供し、施設利用者の利便性の向上を図る。

② 施設利用者に対するアンケート調査等の実施により、利用者ニーズの把握を行い、快適な利用環境を提供する。

(3) スポーツ施設の活用の促進

具体的な利用計画を策定し、国際競技力向上のための研究・支援事業を行う際の実験・実証の場として活用する。

また、支障のない範囲において、競技会以外の一般利用にも供する。

2 国際競技力向上のための研究・支援事業

国立スポーツ科学センターにおいては、スポーツ振興基本計画（平成12年9月13日文部省告示第151号）等に基づき、我が国の国際競技力向上のための研究・支援事業を実施する。実施に当たっては、次の措置を講じ、より効果的な事業の執行を図る。

(1) 一体的な事業の実施

スポーツ科学、医学及び情報の3研究部と運営部が、総合的な連携・協力のもと、事業ごとに部会を設置し、研究・支援事業を一体的に実施する。

(2) 連携による競技力向上プロジェクトチーム型研究・総合

機的な連携を図り、各競技団体等が行う国際競技力向上のための活動がより効果的に行われるようにする。

- (3) 研究成果を各競技団体等へ迅速に提供する体制を整備し、研究成果を活用した競技者への指導等が広範囲に展開されるようIT技術を利用した情報提供を行う。

的支援活動の実施

① プロジェクトチーム型研究・総合的支援活動

財団法人日本オリンピック委員会（以下「JOC」という。）、各競技団体及び大学等と連携しつつ、競技者及びチームの国際競技力向上のためのプロジェクトチーム型研究・総合的支援活動を行う。その際、開催が予定されるオリンピック競技大会をはじめとする各種の国際競技大会を念頭に置き支援内容を決定するほか、重点競技について競技大会や競技現場等での支援活動を実施するなど、プロジェクトの重点化及び支援内容の明確化を図る。

② スポーツ情報事業

国内外の関係機関等との連携を図りながら、国際競技力向上に有効となる情報を積極的に収集・分析するとともに、分析情報を提供するなど情報面からの支援活動を実施する。

(3) 研究成果及び収集情報の提供

研究成果については、我が国の国際競技力向上に関する戦略上の必要性及び各競技者個人のプライバシーの保護等に留意した情報管理システムを構築し、適切な情報の提供を行う。

① 研究成果の競技現場への提供

国際競技力向上に有用な研究成果については、競技団体が行う強化活動に活かされるよう迅速かつ的確に提供する。

② 研究成果の普及

競技者、指導者、研究者等を対象とした国際的又は全国的な研究・研修集会（シンポジウム、セミナー等）を開催するとともに、JOC及び各競技団体が主催する研修会等に研究員を積極的に派遣し、研究成果の普及を図る。

③ 研究成果及び収集情報の提供

- (4) 事業の実施に当たっては、外部有識者により構成される委員会を設置し、得られた意見を踏まえ事業を実施する。
また、事業実施の事前及び事後に適切な外部評価を実施し、評価結果を各年度の事業計画等に反映するなど、効果的・効率的に事業を実施する。

3 スポーツ振興のための助成

- (1) スポーツ振興基金及びスポーツ振興投票による助成の実施に当たっては、両制度創設の趣旨及びスポーツ振興基本計画等の国の施策を踏まえ、効果的な助成を行う。

- (2) 助成に係る要綱等を整備し、基準を明確にするとともに、配分に係る外部の有識者による審査及び助成事業に係る外部の有識者による評価制度について整備し、助成事業が適切で効率的なものとなり、最大限の効果を発揮できるようにする。

- (3) 両助成事業の申請者の利便性を考慮し、対象となる各事

研究成果や収集により得られた情報のうち、一般に公開すべき情報については、インターネット等情報通信技術を活用した情報発信体制を整備し、広範に提供を行う。

(4) 第三者機関の設置及び外部評価の実施

外部有識者で構成する運営委員会等を設置し、その意見を事業の実施に有効に活用するなど、効果的かつ効率的に事業を実施する。

また、外部有識者で構成する評価体制を整備し、事業実施の事前及び事後に適切な外部評価を実施し、評価結果を各年度の事業計画等に反映させるなど、適切な事業運営を図る。

3 スポーツ振興のための助成に関する事項

スポーツ振興基金及びスポーツ振興投票による助成の実施に当たっては、両制度創設の趣旨及びスポーツ振興基本計画等の国の施策を踏まえ、次の措置を講じる。

(1) 効果的な助成の実施

スポーツ振興基金及びスポーツ振興投票による助成の実施においては、スポーツ団体等のニーズを把握するとともに、両助成事業の役割を明確にし、調和を図ること等により、社会的な要請等に対応した効果的な助成を行う。

(2) 適切な事業執行のための体制整備

適正かつ効果的な助成を行うため、助成金交付要綱等を整備するとともに、外部の有識者による審査委員会を設置し、その審査を踏まえて、交付対象の採択を行う。

また、助成事業が適切で効率的なものとなるよう、外部有識者による評価部会を設置するなど評価制度を整備し、評価基準を策定するなどにより、適切な評価を行い、評価結果を助成事業の審査に反映させる。

- (3) 助成申請者の利便性の向上

業の内容や受付窓口等をホームページ等により公開する。
また、助成を受けた団体の経理状況や助成事業の成果等について調査を行うとともに、助成内容・交付先等についてホームページ等により公表し、透明性の確保を図る。

- (4) 助成を受けた事業がスポーツ振興基金又は、スポーツ振興投票の制度により行われているものであることが国民に容易に理解され、両制度が広く社会に浸透するよう工夫を行う。

- (5) スポーツ振興基金の資金の管理及び運用については、助成財源確保のため適正な運用を図る。

また、民間からの寄付金を募る等により基金の増額等助成財源を確保する。

- (6) スポーツ振興くじの販売に当たっては、購入者のニーズ

交付申請等事務手続きの簡素化かつ迅速化を図るため、助成対象内容、申請手続き、採択基準、受付窓口等をホームページ・パンフレットにより公開するとともに、申請事務のオンライン化を推進する。

- (4) 助成団体に対する調査体制の整備

助成を受けた地方公共団体又はスポーツ団体に対して経理状況や助成事業の成果等について調査を行う体制を整備し、助成金の使途等について適切に把握する。

また、助成内容・助成額・交付先及び審査委員の氏名等をホームページ・パンフレットにより公表し、透明性の確保を図る。

- (5) 国民に対する制度の理解を得るための措置

助成金の交付団体・交付金額等については、ホームページ等により公表するとともに、助成金を受けたスポーツ団体等に対し、当該事業がスポーツ振興基金又はスポーツ振興投票の制度により助成金の交付を受けて行われたものであることを、各団体のホームページ、看板等に明示することを求め、両制度の趣旨が、一般国民にも容易に理解され、広く社会に普及・浸透する方策を講じる。

また、スポーツ振興くじ販売促進のための宣伝とスポーツ振興投票制度周知のための広報を一体的に行うことで、スポーツ振興投票制度に対する国民の一層の理解・普及を図る。

- (6) スポーツ振興助成のための安定的な財源の確保

- ① スポーツ振興基金

助成財源の安定的な確保のため、スポーツ振興基金の安定的な運用を目的とする基準を定めるなど、その適正な運用を行う。また、民間からの寄付金を募るなどにより基金の増額に努めるとともに、寄付金付自動販売機の設置台数の増加を図る。

- ② スポーツ振興投票

の把握等に努め、より多くの助成財源を確保する。

また、青少年の健全育成に配慮する観点から、適切な販売が行われるよう、定期的な調査・販売員の研修等を行う。

4 災害共済給付事業

(1) 公正かつ適切な給付を行うため、審査会等の制度を整備する。

(2) 災害共済給付に係る手続きの省力化・簡素化を図るとともに、マニュアル化等請求から給付までのシステムを平成17年度までに導入することにより、迅速な給付を行う。

5 スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等

助成財源の安定的な確保のため、ホームページ、広報誌等の活用によりスポーツ振興投票制度が多くの国民の理解を得るようにするとともに、アンケート調査等の実施によりスポーツ振興くじ購入者等のニーズの把握等に努め、より多くの助成財源を確保する。

また、青少年の健全育成に配慮する観点から、適切な販売が行われるよう、定期的な調査、販売員の研修等を行う。

4 災害共済給付事業に関する事項

災害共済給付制度は、学校の管理下における災害に関する給付を行う我が国唯一の公的給付制度として、学校、学校の設置者をはじめ児童生徒等の保護者に定着している実情を踏まえ、さらに、請求事務手続きの簡素化等利用者へのサービス向上を図っていく。

(1) 審査体制の整備・充実

学校教育の円滑な実施に資するため、災害共済給付事業の円滑かつ適正な運営に努めるとともに、公正かつ適切な災害共済給付業務の執行体制を確保するため、外部の有識者で構成する本部及び支部審査委員会等の体制を更に整備・充実させる。

(2) 請求事務の省力化及び給付の迅速化

① 災害共済給付オンライン請求システムの構築

平成17年度までにオンライン請求システムを導入することにより、学校及び学校の設置者における災害共済給付に係る請求事務の省力化・簡素化を図るとともに、給付事務等を迅速化する。

② 災害共済給付執務マニュアルの作成

災害共済給付に係る業務を適正かつ迅速に行うため、執務マニュアルを作成し、業務の標準化・効率化を図る。

5 スポーツ及び児童生徒等の健康の保持増進に関する調査研究並びに資料の収集及び提供等に関する事項

(1) これまでの国際大会などの開催実績から得られたノウハウを活用し、スポーツターの維持管理等の情報の提供を行うことなど、地域のスポーツ施設の環境整備などを支援する。

(2) 災害共済給付事業の実施によって得られる事例・統計等を整備し、効果的な事故防止情報の提供を図る。

(3) 児童生徒の望ましい食習慣の形成や学校給食の適切な実施に関する効果的な情報の提供等を図る。

(4) 学校給食調理場への衛生管理専門家の派遣や啓発資料の作成等を行うことにより、学校給食における食中毒の防止等に資する。

標記の業務として、次のような事業を行う。

なお、ニーズの把握に努め、必要に応じて事業の見直しを図る。

(1) スポーツの普及・施設維持管理情報の提供

スポーツの普及・振興に資するため、国立競技場の施設を利用しながら、関係団体と連携して講習会等を開催し、指導者養成や生涯スポーツの振興を図るとともに、スポーツターの維持管理方法等、これまでの施設管理運営から得た維持管理方法に関する情報提供を行い、地域のスポーツ施設等の環境整備を支援する。

講習会等の開催

年4回程度

(2) 学校安全・災害防止情報の提供

災害共済給付事業の実施を通じて得た学校の管理下の災害・事故事例について、統計調査を実施し災害の傾向を把握し、その成果を、安全教育、安全管理の資料等の作成・配布に活用するとともに、必要に応じて、効果的な事故防止情報として学校現場等に提供することにより、学校安全の普及充実に資する。

研究大会・講習会等の開催

年16回程度

(3) 食に関する情報の提供等

食に関する指導を支援するための事業を行うとともに、これらを通して得られた児童生徒の食を取り巻く情報を分析し、望ましい食習慣の形成や学校給食を円滑に実施するために効果的な情報を提供する。

研究協議大会等の開催

年3回程度

(4) 衛生管理業務の推進

① 講習会の開催や衛生管理推進指導者派遣・巡回指導事業等を行うことにより、学校給食における衛生管理意識の啓発や衛生環境の向上に資する。

講習会等の開催

年4回程度

② 衛生管理室の施設・設備の整備を図り、学校給食にお

(5) 関係団体等との連携を密にするとともに社会的なニーズに対応し、必要に応じて事業を再構築する。

6 学校給食用物資の取扱い

学校給食用物資の取扱いについては、平成18年3月31日までの廃止に向けて諸条件を整える。

IV 財務内容の改善に関する事項

1 自己収入の確保及び予算の効率的な執行

(1) 管理業務については、節約を行うとともに、効率的な業務運営を行うこと等により、固定経費の節減を図る。

(2) 競技施設の使用料や外部資金などの運営費交付金以外の収入の増加を図る。

2 資金の運用及び管理

資金の運用及び管理において、運用基準を定め、安全かつ

ける衛生管理の向上に資する。

(5) 関係団体等との連携

スポーツ関係団体や都道府県教育委員会等関係団体との連携を密にし、意見・要望等を把握するとともに、必要に応じて事業を再構築する。

6 学校給食用物資の取扱いに関する事項

関係省庁等との緊密な連携を取りつつ、供給体制等の諸条件を整え、「平成18年3月31日までの日で政令で定める日」をもって廃止する。

7 一般勘定の積立金の使途

積立金の使途については、学校における児童生徒等の健康の保持増進に関する以下の事業の初期投資の財源等に充てる。

- ① 衛生管理の検査・研修施設の整備
- ② 健康教育情報ライブラリーの整備
- ③ 児童生徒等の健康の保持増進に係る業務の充実及び体制の強化

III 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 自己収入の確保及び予算の効率的な執行

(1) 管理業務については、節約を行うとともに、効率的な業務運営を行うこと等により、固定経費の節減を図る。

(2) 調査研究を行うに当たっては、積極的に外部からの競争的資金を獲得する。

(3) スポーツ施設の使用料や外部資金などの運営費交付金以外の収入の増加を図る。

2 資金の運用及び管理

専任の職（資金管理主幹）を設置し、継続的に金利情報等

安定的な運用を図る。

の収集及び分析を行うとともに、運用基準等を定め、安全かつ安定的な運用を図る。

3 期間全体に係る予算（人件費の見積りを含む。）

（１）総計	別表－１のとおり
（２）一般勘定	別表－２のとおり
（３）投票勘定	別表－３のとおり
（４）災害共済給付勘定	別表－４のとおり
（５）免責特約勘定	別表－５のとおり
（６）特例業務勘定	別表－６のとおり

4 期間全体に係る収支計画

（１）総計	別表－７のとおり
（２）一般勘定	別表－８のとおり
（３）投票勘定	別表－９のとおり
（４）災害共済給付勘定	別表－１０のとおり
（５）免責特約勘定	別表－１１のとおり
（６）特例業務勘定	別表－１２のとおり

5 期間全体に係る資金計画

（１）総計	別表－１３のとおり
（２）一般勘定	別表－１４のとおり
（３）投票勘定	別表－１５のとおり
（４）災害共済給付勘定	別表－１６のとおり
（５）免責特約勘定	別表－１７のとおり
（６）特例業務勘定	別表－１８のとおり

Ⅳ 短期借入金の限度額

業務運営上必要な短期借入金の限度額は、１０億円とする。

Ⅴ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産等の処分等に関する計画の見込みはない。

Ⅵ 剰余金の使途

V その他業務運営に関する重要事項

1 長期的視野に立った施設整備・管理の実施

(1) 施設の運営に当たっては、長期的視野に立った整備計画を策定し、施設整備を推進する。また、管理運営においては、維持保全を確実に実施することで、安全の確保に万全を期する。

(2) 利用者本位の立場から施設整備を進めることとし、特に高齢者・身体障害者等に配慮した施設とする。

2 人事に関する計画

(1) 業務の実情に応じて外部委託の拡充や執務体制の見直しを図ることにより、効率的な組織体制を構築するとともに、研修の実施により優れた人材を育成する。

1 施設及び執務環境等の整備

- (1) スポーツ施設の保守・改修
- (2) 情報通信技術関連機器の整備
- (3) 人材育成、能力開発
- (4) 職場環境の改善
- (5) 広報、成果の発表・展示

2 主催事業及び調査研究事業の充実

VII その他文部科学省令で定める業務運営に関する事項

1 長期的視野に立った施設整備・管理の実施

別表－19のとおり

(1) 施設の運営に当たっては、施設の老朽化が進行していることにかんがみ、長期的視野に立った整備計画を策定し、施設整備を推進する。

また、管理運営においては、維持保全を確実に実施することで、利用者の安全の確保に万全を期する。

(2) 利用者本位の立場から施設整備の改善を進めることとし、分かりやすい標示の設置等利用者に配慮した施設整備を行う。

また、専用の観覧席やトイレの設置等に係る整備計画を策定し、高齢者・身体障害者等に配慮した施設とする。

2 人事に関する計画

(1) 方針

業務の外部委託の拡充及び執務体制の見直しにより人員の削減を図るとともに、研修の実施により優れた人材を育成する。

(2) 人員に関する指標

当該中期目標の期間中、業務運営の効率化、外部委託の拡充、執務体制の見直しなどにより計画的な合理化減を行い、常勤職員数の削減を図る。

(2) 研究職員については、質の高い研究・支援を推進するため、任期付任用や職の公募などにより、優れた人材の確保と資質向上を図り、研究を活性化させる。

(参考1)

常勤職員数の状況

① 期初の常勤職員数 417人

② 期末の常勤職員数の見込み 360人

(参考2)

中期目標期間中の人件費総額見込み19,661百万円
ただし、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。

(3) 人材の育成

- ① 職員の採用は、任期付任用、業務に関し高度な専門性を有する者の選考採用について検討する。
- ② 情報化の推進等による業務の充実、高度化を進めるとともに、職員の能力開発及び高度な専門知識や技術を持った人材を育成するため、職員の能力向上に重点をおいた研修の内容や体系の充実を図り、職員の自己研鑽を推進する。

(4) 研究職員の資質向上

研究職員については、質の高い研究・支援を推進するため、任期付任用制度の活用、職の公募等により、優れた人材の確保と資質向上を図る。

3 その他業務運営に関する事項

(1) 危機管理体制等の整備

災害時等緊急時に即応可能な体制整備を行う。

(2) 職場環境の整備

セクシャル・ハラスメントの防止、メンタル・ヘルス等についての体制整備を行う。

(3) 環境への配慮

「環境物品等の調達の推進を図るための方針」に基づ

き、環境への負荷の少ない物品等を調達する。

- 4 中期目標の期間を超える債務負担
平成19年度から23年度までのコンピュータの賃貸借

期間全体に係る予算(総計)

(単位：百万円)

区 分	金 額
[収 入]	
運営費交付金	23,275
施設整備費補助金	3,522
災害共済給付補助金	11,029
基金運用収入	2,221
国立競技場運営収入	10,117
国立スポーツ科学センター運営収入	1,858
スポーツ及び健康教育普及事業収入	480
スポーツ振興投票事業収入	155,512
共済掛金収入	63,581
物資売渡収入	1,174
スポーツ振興投票事業準備金戻入	16,213
スポーツ振興投票等業務繰越準備金戻入	2,959
受託事業収入	4
寄付金収入	188
営業外収入	24
災害共済給付勘定受入金	871
利息収入	20
児童生徒等健康保持増進事業積立金取崩額	4,064
前法人よりの繰越金より受入	11,761
計	308,873
[支 出]	
業務経費	90,024
国立競技場運営費	3,836
国立スポーツ科学センター運営費	8,547
スポーツ振興基金事業費	4,522
スポーツ及び健康教育普及事業費	5,794
スポーツ振興投票業務運営費	50,092
スポーツ振興投票助成事業費	16,213
学校給食物資供給事業費	1,020
給付金	81,263
受託事業費	4
人件費	19,661
一般管理費	2,000
施設整備費	3,522
払戻返還金	76,068
国庫納付金	10,351
スポーツ振興投票事業準備金繰入	20,702
一般勘定繰入金	871
計	304,466

【人件費の見積り】

期間中総額 19,661 百万円を支出する。

【運営費交付金算定ルール】：別紙

【注記】

- 退職手当については、独立行政法人日本スポーツ振興センター役員退職手当規則及び同職員退職給与規則に基づいて支給することとし、そのうち、次に掲げる自己収入で手当する分を除く額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

一般勘定	スポーツ振興基金運用収入で手当する 9 人分
投票勘定	スポーツ振興投票事業収入で手当する 20 人分
- 勘定間の繰入額は、損益計算書科目の費用と収益が両建てされている場合には相殺している。

期間全体に係る予算（一般勘定）

（単位：百万円）

区 分	金 額
〔収 入〕	
運営費交付金	23,275
施設整備費補助金	3,522
基金運用収入	2,221
国立競技場運営収入	10,117
国立スポーツ科学センター運営収入	1,858
スポーツ及び健康教育普及事業収入	480
受託事業収入	4
寄付金収入	188
営業外収入	24
災害共済給付勘定受入金	871
利息収入	1
児童生徒等健康保持増進事業積立金取崩額	4,064
計	46,625
〔支 出〕	
業務経費	22,699
国立競技場運営費	3,836
国立スポーツ科学センター運営費	8,547
スポーツ振興基金事業費	4,522
スポーツ及び健康教育普及事業費	5,794
受託事業費	4
人件費	18,689
一般管理費	1,711
施設整備費	3,522
計	46,625

〔人件費の見積り〕

期間中総額 18,689 百万円を支出する。

〔運営費交付金算定ルール〕：別紙

〔注記〕

施設整備費補助金の金額は、改修（更新）等について施設整備 5 ヵ年計画 3,522 百万円を含んだものとして試算している。

【別表－３】

期間全体に係る予算(投票勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
[収 入]	
スポーツ振興投票事業収入	155,512
スポーツ振興投票事業準備金戻入	16,213
スポーツ振興投票等業務繰越準備金戻入	2,959
利息収入	2
計	174,686
[支 出]	
業務経費	66,305
スポーツ振興投票業務運営費	50,092
スポーツ振興投票助成事業費	16,213
人件費	972
一般管理費	289
払戻返還金	76,067
国庫納付金	10,351
スポーツ振興投票事業準備金繰入	20,702
計	174,686

【人件費の見積り】

期間中総額 9 7 2 百万円を支出する。

【別表－４】

期間全体に係る予算(災害共済給付勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
[収 入]	
災害共済給付補助金	11,029
共済掛金収入	61,122
免責特約勘定より受入	1,812
利息収入	16
前法人よりの繰越金より受入	10,558
計	84,537
[支 出]	
給付金	81,263
一般勘定繰入金	871
計	82,134

【注記】

- 1 平成16年度以降は、児童生徒数の減少率、給付金の発生率等を勘案して積算している。
- 2 前法人よりの繰越金より受入は、未経過共済掛金及び積立金の合計額(予定額)を計上している。

【別表－５】

期間全体に係る予算(免責特約勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
〔収 入〕 共済掛金収入 利息収入 前法人よりの繰越金より受入 計	 2,459 1 1,203 3,663
〔支 出〕 災害共済給付勘定へ繰入 計	 1,812 1,812

〔注記〕

- 1 平成16年度以降は、児童生徒数の減少率、給付金の発生率等を勘案して積算している。
- 2 前法人よりの繰越金より受入は、未経過共済掛金及び積立金の合計額（予定額）を計上している。

【別表－ 6】

期間全体に係る予算 (特例業務勘定)

(単位：百万円)

区 分		金 額
[収 入]	物資売渡収入	1, 174
	計	1, 174
[支 出]	業務経費	1, 020
	計	1, 020

【別表－７】

期間全体に係る収支計画(総計)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	317,897
経常費用	317,897
業務経費	107,199
給付金	81,263
払戻返還金	76,068
受託事業費	4
国庫納付金	10,351
一般管理費	4,642
一般勘定繰入金	871
スポーツ振興投票事業準備金繰入	20,702
支払備金繰入	16,797
収益の部	314,491
経常収益	314,471
運営費交付金収益	23,275
補助金等収益	11,029
国立競技場運営収入	10,117
国立スポーツ科学センター運営収入	1,859
スポーツ及び健康教育普及事業収入	480
スポーツ振興投票事業収入	155,512
共済掛金収入	63,580
物資売渡収入	1,174
利息及び配当金収入	2,221
受託事業収入	4
災害共済給付勘定受入金収益	871
寄付金収益	188
営業外収入	24
スポーツ振興投票事業準備金戻入	16,213
スポーツ振興投票等業務繰越準備金戻入	2,959
未経過共済掛金戻入	8,387
支払備金戻入	16,578
財務収益	20
受取利息	20
純利益	△ 3,406
目的積立金取崩額	0
児童生徒等健康保持増進事業積立金取崩額	4,064
総利益	658

【注記】

勘定間の繰入額は、損益計算書科目の費用と収益が両建てされている場合には相殺している。

【別表－８】

期間全体に係る収支計画(一般勘定)

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	43,104
経常費用	43,104
業務経費	38,479
受託事業費	4
一般管理費	4,621
収益の部	39,040
経常収益	39,039
運営費交付金収益	23,275
国立競技場運営収入	10,117
国立スポーツ科学センター運営収入	1,859
スポーツ及び健康教育普及事業収入	480
利息及び配当金収入	2,221
受託事業収入	4
災害共済給付勘定受入金収益	871
寄付金収益	188
営業外収入	24
財務収益	1
受取利息	1
純利益	△ 4,064
目的積立金取崩額	0
児童生徒等健康保持増進事業積立金取崩額	4,064
総利益	0